

自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約 仕様書

1. 賃貸借物品：自動体外式除細動器（AED）
2. 納入場所：土佐町役場本庁舎（土佐町土居 194）
（11箇所） 土佐町保健福祉センター（土佐町土居 206）
土佐町農村環境改善センター（土佐町田井 1450）
土佐町役場田井支所（土佐町田井 1488-1）
土佐町役場地蔵寺支所（土佐町地蔵寺 1212）
土佐町役場西石原出張所（土佐町西石原 1193-4）
さめうら荘レイクサイドホテル（土佐町田井 146-1）
土佐町松ヶ丘コミュニティセンター（土佐町田井 3163）
土佐町瀬戸コミュニティセンター（土佐町瀬戸 658）
土佐町平石コミュニティセンター（土佐町地蔵寺 3172）
土佐町和田コミュニティセンター（土佐町和田 1085）
3. 賃貸借期間：令和8年11月1日から令和16年10月31日まで（8年間）
4. 賃貸借金額について
 - ① 支払については、月額払とする。
 - ② 消費税の変更が契約期間中にあった場合は、契約者と協議し賃貸借契約の変更を行う。
5. 納入に関する注意事項
 - ① 納入の日時については、納入場所の施設管理者及び担当者に事前に連絡すること。
 - ② 施設管理者と担当者への機器の説明と使用方法、管理方法を説明すること（受注者が持参したトレーニング用のダミー機器（AED トレーナー）を使用して、取扱説明をするなど、AED本体を展示してのみの説明は不可とする）

6. 仕様

自動体外式除細動器（AED）11セット ※全て同一メーカー・同一型番のものとする
セットの内訳

- ① 自動体外式除細動器（AED）本体・・・・・・・・1台
- ② 本体収納キャリングケース・・・・・・・・1個
- ③ 電極パッド（小学生～大人・未就学児兼用）・・・・・・・・1組
- ④ バッテリー・・・・・・・・1個
- ⑤ レスキューセット・・・・・・・・1式

（専用ポーチに収納されており、本体に取り付けあるいは収納ができること。

収納品：万能ハサミ、T字カミソリ、人工呼吸用携帯マスク、手袋、ガーゼ等）

- ⑥ AED取扱説明書（DVD付）、AED設置ステッカー・・・・・・・・各1部

7. 規格・機能

- ① AED本体及び使用する電極パッドは、医薬品医療機器等法（薬機法）の承認を受けており、非医療従事者の使用が認められる機器であること。
- ② 出力は二相性の波形で通電できること。
- ③ AED本体に小学生～大人／未就学児用モードの切替え機能を有していること。
- ④ 電極パッドは、小学生～大人用・未就学児用兼用パッドであること。また有効期限は4年以上の期間を有すること。
- ⑤ 防塵性、防水性の保護は、IP55以上であること。
- ⑥ 毎日の自己点検機能を有し、点検が必要な場合には、それを本体インジゲータの表示またはアラーム音で通知する機能があること。
- ⑦ 音声等のメッセージは、日本語・英語の両方で使用が可能であること。
- ⑧ 使用者に適切な音声ガイダンスが伝わるように、周りの騒音を検知し、自動で音量と周波数を調整する機能を有すること。
- ⑨ 使用時における動作温度環境条件、0℃～50℃（下限0℃、上限50℃）に対応できること。
- ⑩ バッテリーは、充電することなく使用できること。
- ⑪ バッテリーの寿命は、未使用の状態で4年以上のものであること。
- ⑫ 出力エネルギーは、定格の固定式ではなく、1回目200J、2回目300J、3回目以降360Jと増加するエスカレーション式であること。
- ⑬ 体動を検知することができ、救助者が胸骨圧迫を中断している場合には、音声ガイダンスによって心肺蘇生を開始するように促す機能を有すること。
- ⑭ AED本体の保証期間（製造メーカー保証）と耐用期間は8年間であること。
- ⑮ 持ち出し及び持ち運び用途を想定し、重量は2.2kg以下（パッド及びバッテリーパック含む。）であること。

8. 消耗品の交換

① 保証期間内は必要に応じて、電極パッドとバッテリーを無償交換すること(有効期限による交換及び、緊急使用時の交換も含む)。

② 交換予定については、事前に発注者へ連絡をするものとし、交換する消耗品については、各設置場所に配送等で送付するのではなく、持参して現地にて交換作業を行い、正常に動作するか確認すること。

③ 有効期限による定期交換及び緊急使用時に必要な消耗品の交換を料金に含むこと。

④ 交換後の消耗品の処分にかかる費用を料金に含むこと。

⑤ 電極パッドの有効期限は4年以上の期間を有すること。

9. 契約内容

月額料金内において以下のサービスを付帯すること。

① 機器に異常が生じた際の対応を含むこと。

② 消耗品を交換した際は、各施設管理者または担当者に報告すること。

10. その他の特記事項

本仕様書に定めのない事項及び内容について疑義が生じた場合は、担当者と協議の上、決定するものとする。